

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両ごとの用途

① ダンプ

燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず
繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず等

鉱さい・がれき類・ばいじん

(非安定型産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(2) 収集運搬業務を行う時間

・午前8時から、午後5時まで

(3) 休業日

・毎週日曜日

・その他、会社の定めるところの休日

従業員数の内訳

令和 4年 7月 7日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
6 人	人	人	2 人	7 人	1 人	人	16 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 道路交通法を遵守し、著しい騒音や振動が発生しないように注意する。
- ・ 粒子が小さく運搬途中で飛散する恐れがある物は、フレキシブルコンテナを使用し、シートがけを行い、飛散・流出を防止する。
- ・ 液体は蓋付ドラム缶に収納し、ダンプに積載後、ロープで固定することによる落下、飛散流出を防止する。必要に応じてシートで覆う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、切断や破碎を行わずに運搬する。やむをえずに切断や破碎を行う場合は、散水等により十分に湿潤化した上で、必要最小限度の破碎・切断を行う。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、他の廃棄物を混ざらないように専用の容器に入れ、破断しないように運搬する。